

賀正 今年もよろしくお願ひします

生活困窮者の小さな声に耳を傾けて、貧困のない社会をめざそう!!

昨年は突然のコロナ禍で、多くの方が出入りする私たちNPOの事務所でも、お手製のビニールシートを吊したり、非接触温度計や高速空気洗浄機を購入したり急遽、感染防止体制を整えましたが、利用者さんがもともと広島の方なのか、今日どこか別の都市から広島に来られたのか、発熱はないのか等こちらで確認してみないとわからないまま、日々、シェルター希望者を受け入れざるをえず、スタッフにとって精神的にも本当に大変な一年でした。



相談者や職員の感染対策に苦慮した一年でした



いのちの電話相談員 養成講座

「なんとかしてあげたい」

私達と思いは同じ

11月18日、いのちの電話相談員養成講座で講演をおこなってきました。

2014年頃から、年1回、この講座の1コマを反貧困ネットワーク広島の理事長として担当させていただいています。

「広島いのちの電話」相談は、1988年4月1日に開局され、365日、ボランティア相談員が24時間体制でこころの相談を受けておられます。

相談員さんは無報酬のボランティアで、電話相談を担当されており、相談員になるために養成研修を受けて認定を受けることになっているそうです。

まさか私たちがこの活動を開始したリーマンショックから約10年経過して、当時と同じように困窮者が大量に生み出される状況がやってくるとは思いませんでしたが、当時とは違う、次のような良い点もありました。2008年末当時は、生活困窮者自立支援法も同制度もなく、もちろん、くらしサポートセンターもありませんでしたので、日比谷派遣テント村をはじめとする民間の有志が困窮者救済の最前線に立たざるをえませんでした。

私たちのシェルターも2009年5月に最初の教室を開設したので、それまではカプセルサウナの回数券と食事を渡すことしかできませんでした。要件が厳しく使い勝手の悪かった「住宅確保給付金」も今回のコロナ禍で厳しかった給付要件が緩和され、また、「緊急小口資金」も融資要件が緩和され、貸付金額も増えました。

昨年4月のコロナ電話相談では広島だけで216件もの電話があり、特別定額給付金を生活保護制度上、収入認定しないよう厚労省に対し、声をあげたことが強く印象に残っています。

今年も、声の小さい困窮者に替わって必要な制度の整備や制度や運用の改善を求めていきたいと思っています。今年もご協力よろしくお願ひ致します。

代表 秋田 智佳子

誰かのために何かできないかと考えて、養成講座を受講される方々には頭が下がります。

いのちの電話には、さまざまな悩みを抱えた方から相談が寄せられ、中には、わたしたち反貧困ネットワーク広島が取り組んでいる生活困窮という困難を抱えた方もおられるため、相談員養成講座で、私たちがどういった相談を受け、どういった取り組みをしているかについて問題意識を共有していただくことがとても大切です。これまで受けた相談について話すたび、その方々1人1人の顔が目に浮かび、涙が出そうになりながら話すこともしばしば。何とかしてあげたいという思いを思い起こし、初心に帰る機会を毎年、このいのちの電話での講演でいただいています。

報告 秋田 智佳子

「あいあいねっと」と新たな連携

フードバンクで生活保護の学習会 日下 健二

12月1日、あいあいねっとの職員を対象にして、生活保護についての学習会が行なわれました。これに、日程の調整がなかなかできなかったために、秋田代表から突然振られた私と成田さんが行ってきました。

参加したのは、あいあいねっとの職員ら15人ほどでした。学習会を開いた動機は、「最近、フードバンクに、個人として食料支援を求めてくる人が多くなったから」とのことでした。

対応する職員は、この人たちに生活保護を利用できないの难道うかと、いつも心配していたそうです。それを聞いた私は、まず生活保護の申請をするうえでの最初の段階の留意点、チェックポイントについての解説を失敗談も含めて行ないました。

反貧困ネットワーク広島シェルター利用状況
2009年5月から2020年11月末まで

年代	男性	女性	合計
10代	9	18	27
20代	129	58	187
30代	249	61	310
40代	299	79	378
50代	243	52	295
60代	160	36	196
70代	75	22	97
80代	8	7	15
不明	16	27	43
合計	1188	360	1548

単身1428名 夫婦39名 親子78名 その他3名



『若いんだから保護に頼らず働きなさい』『家賃が高い、もっと安いところに引っ越してから相談に来なさい』『車を持っているから処分をしきなさい』『生命保険は入れません、解約してから来なさい』などは、すべて誤りですと言ったら、みなさん驚いた顔をされていました。今は、すべて生活保護の担当窓口で実際に言われたことです。いまだにこのようなことを言う窓口で追い返す(?)こともあるので、私たち自身が『賢い市民になる』ことが大切だと思います。

この日は、私たちが運営している『シェルター(緊急避難場所)』についても、担当責任者の成田さんから話をしてもらいました。馴染みのない言葉ですから、実態やどのように運営されているか、利用者の特徴などを話して貰いました。

最後に、あいあいねっとの職員さんから、生活に困っている人たちを反貧困ネットワークに紹介してよいかと問われ、今後とも連携をとりながらやりましょうということになりました。今までは、フードバンクから一方的に食料支援をいただくだけでしたが、今後は少しは役に立つかなと嬉しい気持ちになりました。

共同募金のお願い

じぶんの町を良くするしくみ。

赤い羽根共同募金



共同募金(赤い羽根)の社会課題解決プロジェクト振込用紙による活動資金のご援助をお願いします。

- 振込料無料 所得税寄付金控除 有
- 期間 2021年1月1日から3月31日まで
- 反貧困ネット用の共同募金会振込用紙で、上記期間中に入金いただいた募金は、広島県共同募金会から全額が当団体に助成されます。

どうぞ、ご支援をお願い致します。

広島市へ 生活保護制度の運用改善を要望しました

報告 波多野 進

昨年10月22日、広島市生活と健康を守る会連絡会と合同で広島市に対して、生活保護の運用など29項目について要望を行いました。

生活保護の運用に関する要望の中に、保護利用者が蓄えた預金を、収入認定されたケースに関する項目があります。この件については改めて11月10日にも広島市地域福祉課に出向き再度の要望を行いました。

将来への不安から蓄えたお金を 収入認定されて生活保護を停止

この問題は、現在は年1回の資産申告書の提出が求められており、資産、預貯金の額などの記載が必要とされていることにあります。預貯金が累積していると、その使用目的を聴取し、目的が生活保護の趣旨目的に反しない場合は預貯金の保有を認めるが、使用目的が生活保護の趣旨目的に反すると判断した場合は、預貯金は生活費に活用すべき資産とみなし、収入認定や保護の停廃止を行うとされているのです。

この事例は、保護の利用者が将来に漠然とした不安があり、毎月保護費を切り詰めて貯めたものであるとのことでしたが、福祉事務所は保有目的が不明確であるとの理由から全額を収入認定したものでした。



広島市の担当者（右）に要望を行う
当 NPO の役員（左の2人）

資産申告書は本当に必要か

まず第一の問題点として、資産申告書は本当に必要なものかという点です。資産申告書を年1回求めることについて、その根拠を厚生労働省に求めたところ、生活保護法第60条を持ち出すしかなかったのです。第60条には「被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。」とあり、収入認定することや保護の停廃止を目的とするものではないのです。

逆に預貯金が少ない世帯においては、福祉事務所は貯金を奨励し、耐久消費財の購入や事故や災害に際しての予期せぬ出費に備えるよう指導すべきなのです。

また、そもそも保護費の累積によって生じた預貯金は、生活保護の目的に反する場合のみが収入認定されるのであり、使用目的が不明確であるという理由で預金の全額を収入認定することは大きな間違いです。

家具や家電、旅行のための 貯蓄も認められるべき

耐久消費財の買い替え、子どもの教育費、親族の葬式代などだけでなく、旅行とかスポーツ、文化的な活動でも保有は許されることを説明しなければなりません。これらのことを踏まえ、次の様な要望をしました。

- ①生活保護問題対策全国会議が「資産申告書ハンドブック Q&A」を作成していますが、今一度福祉事務所の職員に周知し、研修を行ってください。
- ②東京都は、用途のはっきりした金額以外に生活保護基準の6カ月分の保有を認めています。広島市においても少なくとも50万円は、今後の保障、安心のためにも無条件で保有を認めてもよいと考えます。今後の取り扱い指針を定めて下さい。など、29項目の要望を行いました。

引き続き食料や日用品の寄付をお願いいたします

お米（玄米）やインスタントラーメン、そうめんなど保存のきく食料を特に必要としています。タオルや洗顔用品、洗剤などの日用品、新品の下着や靴などいただけると助かります。

炊飯器、電子レンジ、テレビ、掃除機など持ち運び可能な家電製品、自転車の寄付も大歓迎です。重い物は車で取りに伺いますのでご連絡ください。皆様のご支援をお待ちしています。食料の保管庫（写真）もあります。



昨年 12 月の「年末年越し生活相談会」の報告

12月の8日と9日、コロナ禍で感染者が増加し始めた中、いつもの寒い会場で、年末年越し生活相談会を開催しました。下記の通り2日間で合計100件でした。

中国新聞にNPOの携帯電話番号が久しぶりに掲載され、大竹や廿日市、福山など遠方を含め(コロナの影響もあり)電話相談が例年に比べ多く感じました。

初日朝は法テラスで予約された方が10人近く受付にずらりと並ばれました。相談会前にシェルターを2室あけていましたが、2名の生保申請同行とシェルター案内でまた満室になりました。

100万円の持続化給付金を受けた後も自営の飲食業の経営が成り立たず、12月に店を閉めて、年金もないので生活保護を申請したいという事例や、夏に会社の寮を出て知人宅を転々としていたが失業保険も12月に切れるため生活ができないという事例など深刻な相談も寄せられました。私たちの相談会で支援につながって本当に良かったと思います。

ご協力いただいた皆様、寒い中、本当にお世話になりました。



相談	8日	9日	2日間合計
面談	49	27	76
電話	13	11	24
合計	62	38	100

相談内容	2日間合計
借金	17
生活苦・生活保護	10
相続	8
損害賠償	8
労働	7
賃貸借	6
医療・介護	5
離婚	5
こころの相談	5
近隣トラブル	4
年金	4
家族関係	3
住まい	3
墓・死後処理	2
贈与	2
後見	2
賃金・税金・境界 刑事事件・空き家 DV・仕事	各1

今後のまちかど相談会の予定

- ・ 2021年 3月23日(火)・24日(水) 暮らしと心の相談会(広島弁護士会主催)
- ・ 2021年 6月8日(火)・9日(水) まちかど相談会(反貧困ネットワーク広島主催)
- ・ 2021年 9月7日(火)・8日(水) 暮らしと心の相談会(広島弁護士会主催)
- ・ 2021年 12月7日(火)・8日(水) 年末年越し相談会(反貧困ネットワーク広島主催)

生活相談やシェルターのお問い合わせは
大手町事務所へお願いします

平日 10時から17時まで

電話 **082-545-7709** または **090-4890-1579**

今年もよろしく
お願ひます

シェルタースタッフ一同

お問い合わせ・寄付の受付など

NPO法人 反貧困ネットワーク広島
広島市中区東白島14-15 NTTクレド白島ビル7階
広島総合法律会計事務所内
電話: 082-227-8181 FAX: 082-227-1200

大手町事務所 平日10:00~17:00
電話 082-545-7709 相談専用電話 090-4890-1579

会費・寄付振込先

- 正会員(個人)年会費2,000円
- 正会員(団体)年会費5,000円
- 賛助会員(個人)年会費5,000円
- 賛助会員(団体)年会費10,000円

広島銀行 白島支店 普通 3235401 反貧困ネットワーク広島
郵便為替 01390-1-98338 加入者 反貧困ネットワーク広島

ホームページ▼

